

## 財団法人 みなと銀行文化振興財団 寄附行為

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人みなと銀行文化振興財団という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を神戸市中央区伊藤町108番地に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、文化及びスポーツに関する事業を行うことにより、地域社会における文化の振興を図り、もって県民の個性豊かな生活をはぐくむことを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民の文化及びスポーツに関するイベントの開催
- (2) 地域社会における文化及びスポーツに関する活動に対する助成
- (3) 地域社会における文化及びスポーツの普及及び啓蒙
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決によって定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を得て、毎会計年度開始前に兵庫県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を得て、毎会計年度終了後3箇月以内に兵庫県教育委員会に届け出なければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員、評議員及び職員

(役員の種類)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内（うち、理事長1名及び専務理事1名とる。）
- (2) 監事2名

(役員を選任)

第16条 役員は、評議員会で選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 理事は、互選により、理事長及び専務理事を定める。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事のうち1名は、公認会計士の資格をもつ者から選任する。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

3 専務理事は、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任後又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれの3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

この場合において、議決の対象となる理事は、理事会の議決に加わることができない。ただし、理事会及び評議員会に出席し、発言することを妨げない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるに適しない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選任)

第22条 この法人に、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係のある者の合計数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「役員」及び「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」及び「理事会及び評議員会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

## 第4章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は理事長が招集し、理事会の議長は理事長がこれに当たる。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求にかかわらず、理事長が理事会を招集しないときは、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。この場合において、理事会の議長は、出席理事の互選により、これを定める。

4 理事会を招集する場合には、開催日の7日前までに、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時、場所等必要な事項を、書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、あらかじめ理事会の定めた方法により招集することができる。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除くほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のために、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については

出席したものとみなす。

(評議員会)

第27条 次の事項については、理事長において、理事会に付議する前に、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 基本財産に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定める事項のほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められたもの

2 評議員会には、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規中、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「各理事」とあるのは「各評員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数及び出席数
- (3) 会議に現に出席した理事又は評議員の氏名
- (4) 第26条第3項（第27条第2項で準用する場合を含む。）に規定する書面

表決及び表決委任をした理事又は評議員の氏名

(5) 議決事項

(6) 議事の経過及び発言者の発言要旨

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事又は評議員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印の上、これを保存しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれの3分の2以上の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の許可を受けなければ、解散することができない。

- 2 解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、兵庫県教育委員会の許可を受けて、地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

## 第6章 補 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第31条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類又は帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (3) 許可、認可等に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産及び負債に関する台帳
- (6) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿のうち、第1号から第3号までのものは永久保存し、第4号から第6号までのものは5年以上保存しなければならない。

(細 則)

第32条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項及び第3項並びに第22条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第19条第1項（第22条第4項で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第10条及び第27条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。